

加西市告示第51号

令和6年度労務報酬下限額を定めたので、加西市公契約条例（平成27年加西市条例第2号）第7条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和6年 4月 1日

加西市長 高橋 晴彦

記

- 1 労務報酬下限額 別紙のとおり

令和6年度 労務報酬下限額

○条例第7条第1項1号関係

No.	職 種	公共工事設計労務単価		労務報酬下限額	No.	職 種	公共工事設計労務単価		労務報酬下限額
		日単価	時間単価	時間単価			日単価	時間単価	時間単価
1	特殊作業員	23,200	2,900	2,610	27	普通船員	24,400	3,050	2,740
2	普通作業員	22,000	2,750	2,470	28	潜水士	39,200	4,900	4,410
3	軽作業員	15,300	1,910	1,720	29	潜水連絡員	—	—	—
4	造園工	23,200	2,900	2,610	30	潜水送気員	30,300	3,780	3,400
5	法面工	27,500	3,430	3,090	31	山林砂防工	26,400	3,300	2,970
6	とび工	26,600	3,320	2,990	32	軌道工	40,300	5,030	4,530
7	石工	—	—	—	33	型わく工	28,200	3,520	3,170
8	ブロック工	28,900	3,610	3,250	34	大工	26,200	3,270	2,940
9	電工	23,000	2,870	2,580	35	左官	25,700	3,210	2,890
10	鉄筋工	25,300	3,160	2,840	36	配管工	22,500	2,810	2,530
11	鉄骨工	24,400	3,050	2,740	37	はつり工	28,800	3,600	3,240
12	塗装工	26,000	3,250	2,920	38	防水工	26,000	3,250	2,920
13	溶接工	28,900	3,610	3,250	39	板金工	28,000	3,500	3,150
14	運転手(特殊)	24,100	3,010	2,710	40	タイル工	—	—	—
15	運転手(一般)	22,000	2,750	2,470	41	サッシ工	28,700	3,580	3,220
16	潜かん工	35,100	4,380	3,940	42	屋根ふき工	—	—	—
17	潜かん世話役	42,200	5,270	4,740	43	内装工	29,400	3,670	3,300
18	さく岩工	28,900	3,610	3,250	44	ガラス工	26,700	3,330	3,000
19	トンネル特殊工	42,100	5,260	4,730	45	建具工	—	—	—
20	トンネル作業員	29,400	3,670	3,300	46	ダクト工	24,000	3,000	2,700
21	トンネル世話役	43,100	5,380	4,840	47	保温工	26,600	3,320	2,990
22	橋りょう特殊工	32,800	4,100	3,690	48	建築ブロック工	—	—	—
23	橋りょう塗装工	32,100	4,010	3,610	49	設備機械工	26,100	3,260	2,930
24	橋りょう世話役	39,900	4,980	4,480	50	交通誘導員A	16,600	2,070	1,860
25	土木一般世話役	26,100	3,260	2,930	51	交通誘導員B	13,700	1,710	1,540
26	高級船員	29,800	3,720	3,350					

(注) 石工、潜水連絡員、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工については、兵庫県の労務単価が無いため、当該職種に該当する労働者等については、事前に既存職種の労務報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、1,042円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

○委託業務・指定管理協定(条例第7条第1項第2号関係)

労働報酬下限額	1,042円
---------	--------